

霧ヶ峰等におけるドローンの飛行ガイドライン（案）

資料2(別紙)

霧ヶ峰は多くの人々に愛され、親しまれ、利用されています。それは、野生動植物を大切にするとともに、訪れる人々が互いに尊重しあいながら行われなくてはなりません。

昨今、ドローンによる利用が増え、一部に危険な飛行や騒音等の苦情が生じています。

そこで、野生動植物への被害等を防止し、また訪れた全ての人々に安全で静穏な霧ヶ峰を堪能していただくために、地権者※の合意を得て本ガイドラインを策定しました。

対象区域にてドローンを飛行させる場合は、本ガイドラインに添った取り扱いをお願いします。

1 目的

本ガイドラインは、八ヶ岳中信高原国定公園内の霧ヶ峰等におけるドローンの飛行について、航空法及びその他関係法令に定めるもの他、必要な事項を定めることにより、霧ヶ峰の自然環境の保全並びに公園利用者の安全確保及び快適な利用環境を維持することを目的とする。

2 対象ドローン及び対象区域

本ガイドラインにおいて対象とするドローン及び区域は、次のとおりとする。

- (1) ドローン
200g未満のトイドローンを含む全てのドローン
- (2) 対象区域
ア 霧ヶ峰地域（別図に示す区域内）
イ 白樺湖周辺（茅野市柏原財産区所有地内）

3 実施主体及び飛行目的

対象区域におけるドローンの飛行は、原則として次の実施主体・飛行目的によるものに限るものとする。

- (1) 実施主体
国、地方公共団体、教育機関、学術研究機関、地元観光協会及び諏訪地方観光連盟
- (2) 飛行目的
ア 調査研究
イ 観光又は自然環境の広報

4 飛行に必要なライセンス等

操縦者は、国土交通省航空局ホームページに掲載されている無人航空機の講習団体及び管理団体が掲載日以降に発行した技能証明書等を有する者に限るものとする（調査研究を目的とした飛行の場合を除く）。

また、使用するドローンについては GPS 機能を有し、あらかじめ損害賠償保険に加入済みのものに限るものとする。

5 飛行を行わない日

公園利用者の安全確保及び快適な利用環境維持の観点から、公園利用者が多い土日、祝祭日は原則飛行を行わないものとする。

6 飛行上の注意事項

飛行に当たっては公園利用者及び野生動植物に配慮すること。

また、車山では長野地方気象台の車山気象レーダーの周波数との関係で墜落する場合があるほか、気象レーダーに影響を与えるおそれがあることから、気象レーダー付近での飛行は控えること。

7 墜落した場合の措置

対象区域は国定公園内であることから、墜落させてしまった場合は、自然公園法等に基づき所定の手続きを速やかに行うとともに、公園管理者の指示に従い、ドローンの撤去や墜落場所の原状回復に努めること。

万が一天然記念物である湿原内へ墜落させた場合、回収行為は植物の踏み荒らしにあたるため、文化財保護法により現状変更許可申請が必要となり、国の許可が下りるまでには約2ヶ月を要し、許可後の回収にあたっては

植生及び湿原への負荷が最小限となるよう専門家の指導のもとを行うこととなる。

8 届出及び報告等について

対象区域でドローンを飛行させようとする場合には、原則5日前までに霧ヶ峰自然保護センター又は霧ヶ峰自然環境保全協議会事務局に対し、所定の様式により飛行内容等を届け出るとともに、霧ヶ峰地域で飛行させる場合は諏訪市グライダー協会と、白樺湖周辺で飛行させる場合は八子ヶ峰 RC ソーリングクラブと飛行エリア等について調整すること。

なお、操縦者は飛行の際、指定のビブス(ベスト)を着用し、飛行後は、原則3日以内に飛行内容を届け出先に對し、報告すること。

届出・問合せ先

4月15日～11月15日の間（水曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

霧ヶ峰自然保護センター（諏訪市大字四賀霧ヶ峰7718-9）

電話：0266-53-6456、E-mail：kirigamine-vc@po30.lcv.ne.jp

11月16日～4月14日の間（土日、祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

霧ヶ峰自然環境保全協議会事務局（諏訪市上川1-1644-10 長野県諏訪地域振興局環境課内）

電話：0266-57-2952、E-mail：suwachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

9 適用日

令和2年4月1日とする。

10 その他の留意事項

- 届出内容については地権者と共有し、必要に応じて予め地権者と協議していただく場合がある。
- 本ガイドラインは捜索救助及び被災状況確認等の緊急飛行には適用しない。
- 気象条件、環境保全等の観点から、エリアにより飛行をお断りする場合がある。
- 本ガイドラインは、ドローンに係る法改正、霧ヶ峰周辺の環境、利用状況等により、必要に応じて適宜見直しを行ふものとする。
- 道路法第2条第1項に基づく道路（いわゆる公道）を使用する場合には、警察による道路使用許可が必要となる。
- 霧ヶ峰の地権者※は当協議会の会員であり、本ガイドラインの策定にあたり協議を行い、内容についての合意を得ている。

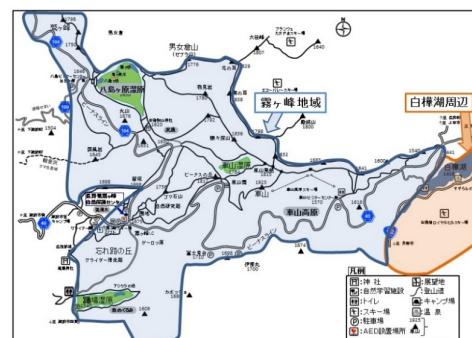
※地権者（順不同）

上桑原牧野農業協同組合、下桑原牧野農業協同組合、小和田牧野農業協同組合、

霧ヶ峰湖東牧野農業協同組合、霧ヶ峰高原牧野農業協同組合、

物見石牧野畜産農業協同組合、茅野市米沢北大塩財産区、茅野市北山柏原財産区、南信森林管理署

（別図）本ガイドラインが対象とする区域は次のとおりです。



令和 年（ 年）月 日
霧ヶ峰自然環境保全協議会